

介護保険制度の住宅改修と受領委任払い(給付券方式)について

御所市 高齢対策課 介護保険認定給付係

【1】支給限度額と受領委任払い(給付券方式)について

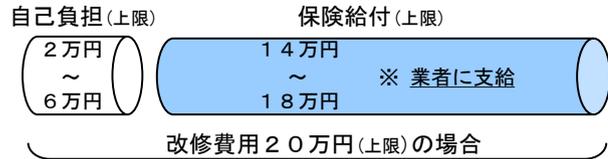
介護保険制度による住宅改修を行ったときは、改修に要した費用「20万円」(上限)のうち、7割～9割(上限14～18万円)が保険給付費から支給され、申請者(施主)の自己負担は1割～3割となります。

但し、20万円を超える金額に対しては全額自己負担となります。

申請者が改修費用の全額を改修業者に支払い(立替払い)した後に、保険給付分を申請者にお返しする(償還払い)のが原則ですが、「生活保護受給者」または「非課税の方」等、立替払いが困難な方については、受領委任払い(給付券方式)を利用することができます。

受領委任払い

申請者(施主)は改修費用のうち自己負担分のみを改修業者にお支払いして頂き(生活保護受給者の場合は負担の必要はありません)、改修費用(上限20万円)の保険給付分については後日改修業者に支給します。

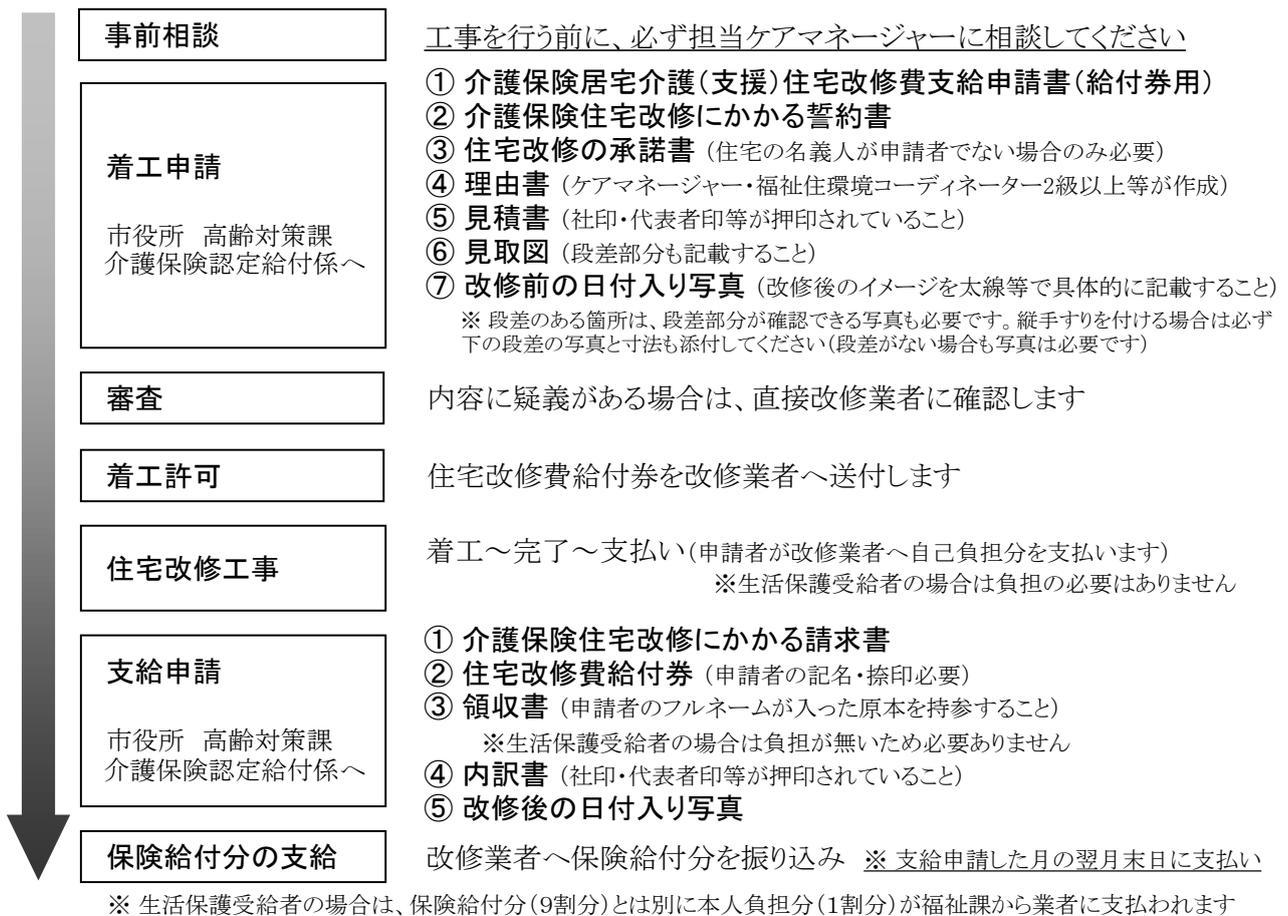


【注意】受領委任払い(給付券方式)を利用する場合の改修業者は、御所市給付券登録事業所に限られます。

【2】住宅改修の対象となる工事

(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え

【3】申請の流れと必要な書類



■ 入院・入所中の方が、退院・退所を前提に住宅改修を行うことは可能ですが、支給申請は在宅に戻られてからの申請となりますので、退院・退所しなかった場合、住宅改修費(保険給付分)は支給されませんのでご注意ください。

<申請を行う前に確認してください>

- 自分の身体の状態に合った必要な改修となっているか、工事内容を再度確認してください。
- 複数業者から見積書を取るなどの方法により、工事金額が適正な価格であるか十分検討してください。
- (担当ケアマネージャーがいる場合)複数業者から見積書を取るよう、説明を受けましたか？